

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

特集Ⅰ

建設現場のストレス軽減へ

建災防 職場環境改善効果を検証

<事例>コミュニケーション活性策が奏功

特集Ⅱ

どう使う? ISO45001 (後編)

中災防 技術支援部 斉藤 信吾

ニュース

安衛経費の定義付けへ

国交省実務者検討会 適切な積算方法も

WEB版はカラーでご覧になれます!!

WEB登録(無料)のお問い合わせは

 0120-972-825

メルマガも配信中です!

No.2310

7

2018

15

■ 災害のあらまし ■

コンサルタント会社に勤める従業員Aは、打合せ中に気分が悪くなりトイレに立ったが、いつまで経っても戻らず、心配した上司が様子を見に行ったところ、トイレの近くでうずくまっているAを発見した。Aは立ち上がることもできず、まともに話もできない状態であったため、救急車を呼び病院へ搬送したところ、脳幹出血であると診断を受けそのまま入院した。

■ 判断 ■

Aの直近の勤務時間は、月平均180時間であり、残業は1日1時間程度であったが、キャリアアップをしたいという本人の意向もあり、通常の業務以外にキャリアアップのための作業を自宅で行わせていた。その時間を含めると月の労働時間は相当なものとなり、労働基準監督署は、「脳・心臓疾患の認定基準」による業務に起因することが明らかであるとし、**業務上と判断した**。

■ 解説 ■

脳・心臓疾患は、自然経過とあって、加齢や一般生活などにおいて生体が受ける通常の要因による血管病変などの形成、進行および増悪の結果、発症することが多いため、業務に起因するかは、労働時間、勤務形態、作業環境、精神的緊張の状態などを具体的かつ客観的に把握、検討し、総合的に判断する必要がある。

労災に起因するかの基本的な考え方としては、業務による明らかな過重負荷が加わることによって血管病変などがその自然経過を超えて著しく増悪し脳・心臓疾患が発症したのか、脳・心臓疾患の発症に影響を及ぼす業務による明らかな過重負荷として

社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRアップ21 東京会
瀨本絵美社会保険労務士事務所

所長 瀨本 絵美

第271回

発症に近接した時期における負荷のほか長期間にわたる疲労の蓄積があったのかとされており、これらに該当する場合は労災補償の対象として扱われる。

脳・心臓疾患の認定要件は以下のとおり。

①異常な出来事

発症直前から前日までの間において、発生状態を時間的および場所的に明確にし得る異常な出来事に遭遇したこと

②短期間の過重業務

発症に近接した時期において、特に過重な業務に就労したこと

③長期間の過重業務

発症前の長期間にわたって、著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に就労したこと

今回のケースでは、脳・心臓疾患の認定要件の③に該当し、業務上として判断された。③では、発症前6カ月間において状況を判断していくことになるが、発症前1カ月におおむね100時間または発症前2カ月ないし6カ月にわたって、1カ月当たりおおむね80時間を超える時間外労働が認められる場合は、業務の発症と関連性が強いと判断される。通常業務だけで考えたならば、月に45時間を超えない時間外労働しかないため業務と発症の関連性は低い。しかし、Aの同意を得てはいたものの、キャリアアップのための勉強を会社の指示により行わせていたことにより、自宅での「持ち帰り残業」が時間外労働としてみなされ、業務と発症の関連性があると判断された。

「持ち帰り残業」とは、本来会社で行うべき残業を持ち帰って行うことをいう。原則的に「持ち帰り残業」は労働時間としてはみなされないが、会社からの指示があったり、その事実を会社が認識している場合は労働時間として見なされる場合もある。



ただし、自宅には管理監督者がいて労働時間の管理をするわけでもなく、私生活の切り離しも難しいため、立証するためにはそれなりの証拠が必要である。その証拠としては、例えば、資料を作成していたのであれば作成する時間を概算で算出したり、パソコンを貸与しているのであればログインとログオフの時間の洗い出しをしたり、同居の家族がいるのであれば家族からの意見聴取などがある。今回のケースでは、会社が概算で算出した資料を作成するための時間、パソコンのログインとログオフの時間、家族からの申し立てによる自宅での作業時間が、各々130時間程度でありおおそ一致したため労働時間と判断された。

今回は、Aがキャリアアップを望んでおり会社はそのサポートをする立場にあった。また、会社側としては、Aが通常業務以外の作業で時間が取られることを認識しており、無理はしないようにと適宜声掛けしてはしていたが、A自身が真面目な性格もあってか予想以上の作業時間になったことが、業務上の労災につながってしまった。会社側は使用者として、時間管理の重要性を改めて考えさせられるケースである。

◇ SR アップ 21 : www.srup21.or.jp